

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 上勝町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	100.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.4%
全職員	102.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	101.7%
26～30年	88.1%
21～25年	98.0%
16～20年	90.4%
11～15年	—%
6～10年	112.1%
1～5年	99.8%

【説明欄】

- ・制度上男女の差異はなく、平均年齢は女性職員の方が若干高いものの、扶養手当支給額は男性職員が女性職員を上回っているため、給料月額についても男女の差異はほとんどない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合 短時間・パートタイム任用の女性割合が高いため。
- ・職員数が少ないため、役職段階や勤続年数の階層間異動があると数値に大きな影響を受けやすい。
- ・勤続年数6～10年 中途採用職員の女性割合が多いため
- ・「—」表示は、比較対象が0または数値が1のため、公表しない。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	33.3%

【説明欄】

(参考値)
管理的地位にある職員数 15名 (男性 10名 女性 5名)
男女別管理職登用比率 男性 29.4% 女性 26.3%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	33.3 %
本庁課長補佐相当職	50.0 %
本庁係長相当職	66.7 %

【説明欄】

・「—」表示は、比較対象が0または数値が1のため、公表しない。

(参考値)
本庁課長相当職 15名 (男性 10名 女性 5名)
本庁課長補佐相当職 4名 (男性 2名 女性 2名)
本庁係長相当職 6名 (男性 2名 女性 4名)

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	200.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	—%	—%	—%	—%
1月超3月以下	—%	—%	—%	—%
3月超6月以下	—%	—%	—%	—%
6月超9月以下	—%	—%	—%	—%
9月超12月以下	—%	—%	—%	—%
12月超24月以下	—%	—%	—%	—%
24月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

- ・前年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せずに、前年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。
- ・「—」表示は、比較対象が0または数値が1のため、公表しない。

(参考値)

常勤職員 3名（男性 2名 女性 1名）

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9. 1 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

・「－」表示は、比較対象が0または数値が1のため、公表しない。